

三次市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 5 月

令和 2 年 2 月（一部修正）

三 次 市

目次

I. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的	2
2. 対策の基本的考え方	3
3. 対策実施上の留意点	4
III. 発生段階	5
IV. 発生時の被害想定等	6
1. 被害想定	6
2. 社会への影響	7
V. 対策推進のための役割分担	8
VI. 市行動計画の主要6項目	9
1. 実施体制	9
2. サーベイランス・情報収集	16
3. 情報提供・共有	16
4. 予防・まん延防止	17
5. 医療	20
6. 市民生活及び地域経済の安定の確保	21
VII. 各段階における対策	22
1. 未発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) サーベイランス・情報収集	24
(3) 情報提供・共有	24
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療	25
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	26
2. 海外発生期	28
(1) 実施体制	28
(2) サーベイランス・情報収集	28
(3) 情報提供・共有	29
(4) 予防・まん延防止	29
(5) 医療	30
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	31
3. 県内未発生期	32
(1) 実施体制	32
(2) サーベイランス・情報収集	32
(3) 情報提供・共有	33
(4) 予防・まん延防止	33

(5) 医療	35
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	35
4. 県内発生早期	37
(1) 実施体制	37
(2) サーベイランス・情報収集	36
(3) 情報提供・共有	38
(4) 予防・まん延防止	38
(5) 医療	40
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	40
5. 県内感染期	42
(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	42
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	43
(5) 医療	45
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	45
6. 小康期	47
(1) 実施体制	47
(2) サーベイランス・情報収集	47
(3) 情報提供・共有	48
(4) 予防・まん延防止	48
(5) 医療	49
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	49
(参考)	
用語の解説	50
(別添)	
特定接種の対象となりうる業種・職務について	54

I. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を保有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

国は、それらが発生した場合に危機管理として対応するため、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務等を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成25年4月13日に施行されました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と一緒に、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図られています。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成し、広島県は、特措法第7条に基づき、平成25年12月、広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成しました。

本市も特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき平成22年5月に作成した三次市新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、三次市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の方針や市が実施する措置等を示ものです。

市行動計画の対象とする感染症は以下のとおりです。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であるため、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画の作成等において、医学・公衆衛生の学識経験者として北部保健所や三次地区医師会等の意見を聴き、発生時には北部保健所・三次地区医師会等と連携を図りながら対策を講じます。

計画の見直しについては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うものとされているため、本市行動計画についても必要に応じて改定を行います。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が国内で万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等は、長期的には多くの市民が罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭におかなければなりません。

そのため、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

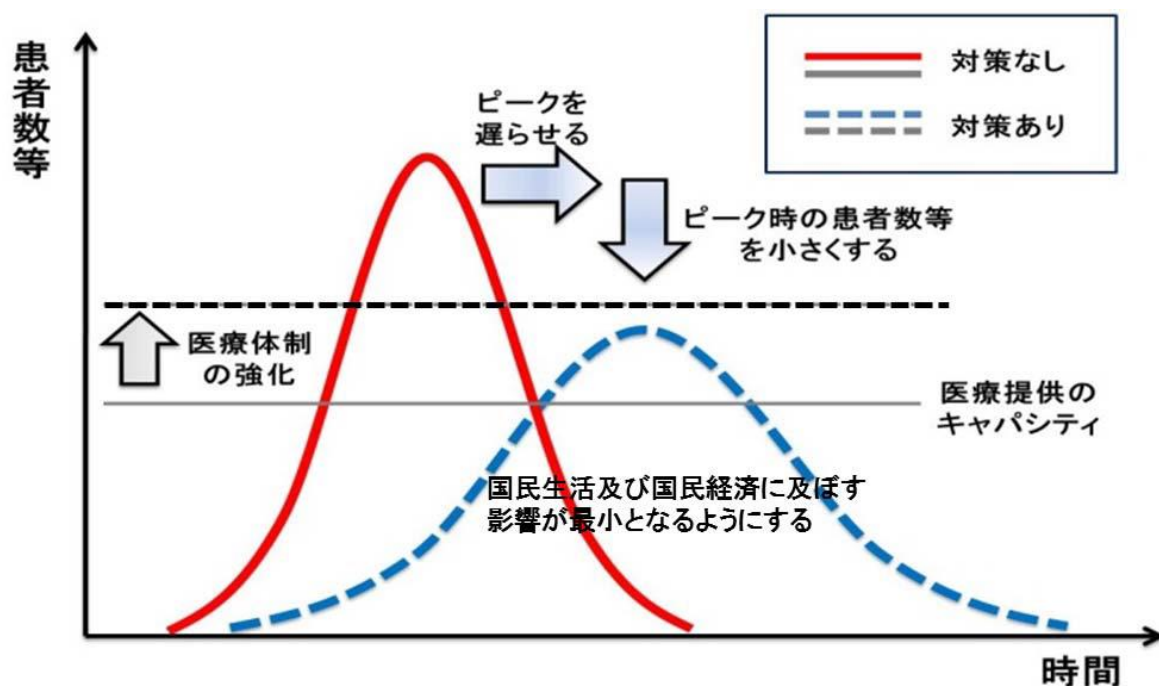
① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 医療機関、市及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に関する業務の維持に努める。

対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）



2. 対策の基本的考え方

(1) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。

病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策を講じます。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定されます。そして、県においては、それらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定されます。市は、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定していきます。

国は、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しながら、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策はその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。県及び市はそれらの内容に基づき、実施する対策の見直しを行います。

事態によっては、地域の実情等に応じて、市が県等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

(2) 発生段階に応じた対応（発生段階は、P 5「Ⅲ発生段階」に掲載。）

① 発生前の段階

市は、県が行う地域医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、要援護者への支援体制の整備、市民に対する啓発や市業務の事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行います。

事業者や市民一人一人も、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本であることなど、予防対策の情報提供を継続的に行います。

② 世界で発生が確認された段階

市は、県から確認された新型インフルエンザ等についての情報と今後講じられる対策等の情報を得て、三次市感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議（以下、「市感染症対策連絡会議」という。）を開催し市の関係部署で情報共有し、注意体制をとります。

県・保健所及び医療機関と連携を強化し、帰国者・接触者外来の設置への協力、受診方法・相談窓口の周知等を行います。

また、国の緊急事態宣言後、速やかに三次市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）体制に切り替えられるよう準備を進めます。

③ 県内・市内で発生が確認された段階

県内で発生が確認された初期の段階では、①および②に加え、感染拡大のスピードをでき

る限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずるとともに、県が行う入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある人の外出自粛やその人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。

また、病原性に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等に協力します。

（３）医療対応以外に必要な対策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制、及び、市民による個人レベルでの感染症予防など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応による感染対策を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの感染の機会を減らすなどの方策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

３．対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合に、次の点に留意します。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第３１条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請（特措法第４５条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第４９条）、緊急物資の運送（特措法第５４条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第５５条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします（特措法第５条）。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生

したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

Ⅲ. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

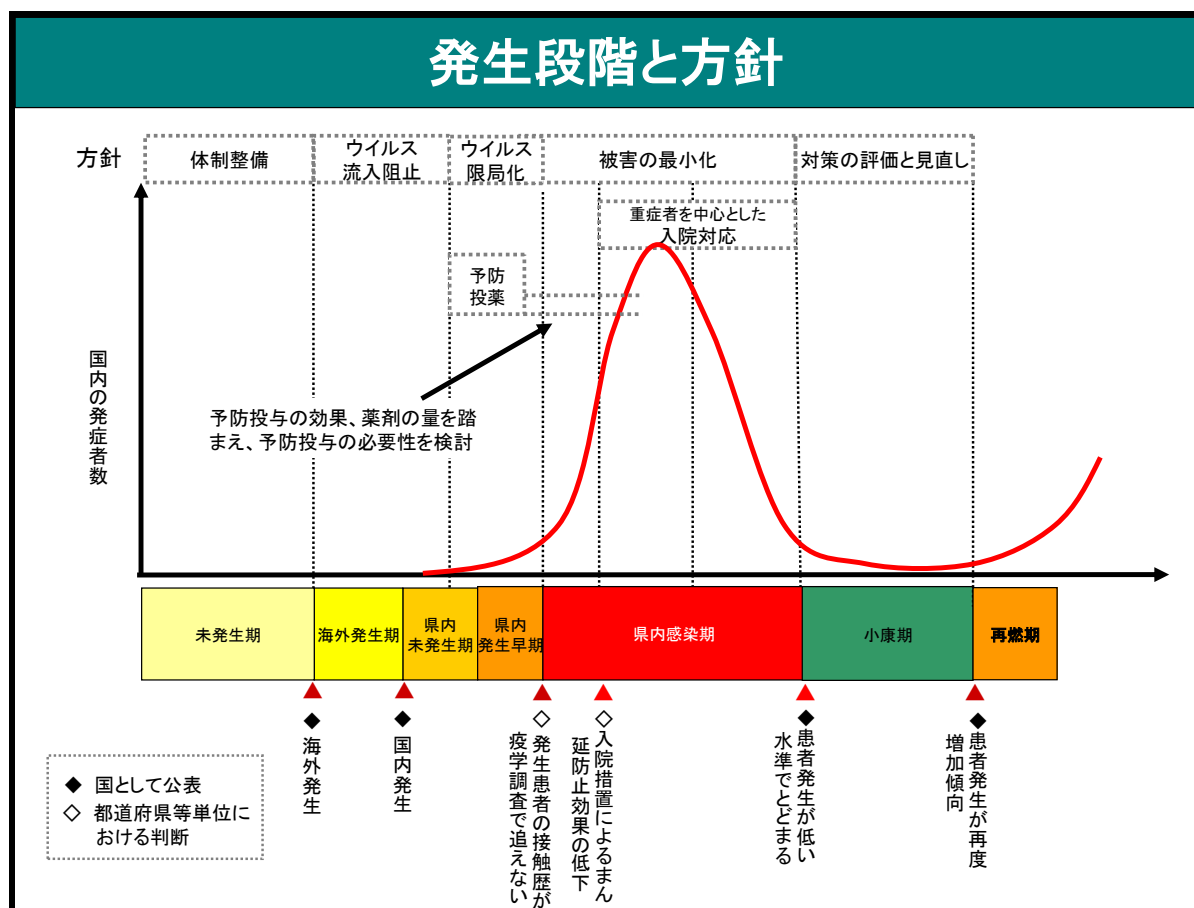
市行動計画では、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めています。

発 生 段 階		状 態
国発生段階	県・市発生段階	
未 発 生 期	未 発 生 期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）
海外発生期	海外発生期	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	・ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
	県内発生早期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小 康 期	小 康 期	・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部において決定するものとします。

県、市、関係機関等は、それぞれの行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要があります。



IV. 発生時の被害想定等

1. 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

国は、政府行動計画を作成するに際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については全人口の25%が新

型インフルエンザに罹患するとし、致命率（罹患者数に対する死亡者数の割合）については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定しています。

本市における被害想定は、政府行動計画の中で示された推計を参考に行いましたが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果や医療体制、衛生状況等を一切考慮していません。また、高齢化率などを考慮すると、本市における被害想定はこれよりも多くなることも考えられます。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しが行われます。市もこれにより適宜見直しを行います。

流行予測（広島県・全国）（アジアインフルエンザ（中等度）～スペインインフルエンザ（重度））

区 分	三次市	広島県	全 国
総 人 口	約5.2万人	約287万人	約12,800万人
患者数(人口の25%が罹患すると仮定)	約1.3万人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する患者数	約0.6～1.0万人	約29～56万人	約1,300～2,500万人
入院者数（中等度～重度）	約230～840人	約1.2～4.5万人	約53～200万人
死亡者数（中等度～重度）	約70人～260人	約0.4～1.4万人	約17～64万人
1日最大入院者数（中等度）	約45人	2,280人	10.1万人
1日最大入院者数（重度）	約165人	約8,800人	39.9万人

- ・住民基本台帳に基づく人口（令和元年12月31日現在）により人口割して本市の患者数を試算しました。
- ・広島県及び全国の人数は「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月広島県）」によるものです。

2. 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ① 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治療し（免疫を得て）、職場に復帰すると想定されます。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大4

0%程度が欠勤するケースが想定されます。

V. 対策推進のための役割分担

国	・国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します（特措法第3条第1項）。 ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます（特措法第3条第2項）。 ・WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます（特措法第3条第3項）。 ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。 ・国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。			
地方公共団体	・県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します（特措法第3条第4項）。			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1205 408 1592">県</td><td data-bbox="408 1205 1401 1592"> ・県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。 ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、市及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めます。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="300 1592 408 1832">市</td><td data-bbox="408 1592 1401 1832"> ・市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。 ・対策の実施に当たっては、県や近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努めます。 </td></tr> </table>	県	・県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。 ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、市及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めます。	市
県	・県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。 ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、市及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めます。			
市	・市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。 ・対策の実施に当たっては、県や近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努めます。			
医療機関	・新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努めます。 ・新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型			

	インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に協力します。 ・診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。
指定（地方） 公共機関	・新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第 3 条第 5 項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。
登録事業者	・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努めます。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます（特措法第 4 条第 3 項）。
一般の事業者	・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策に努めます。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます（特措法第 4 条第 1 項、第 2 項）。
市 民	・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。 ・発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

VI. 市行動計画の主要 6 項目

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、「1. 実施体制」、「2. サーベイランス・情報収集」、「3. 情報提供・共有」、「4. 予防・まん延防止」、「5. 医療」、「6. 市民生活・地域経済の安定の確保」の 6 項目に分けて立案しています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりとします。

1. 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、市感染症対策連絡会議等において、事前準備の確認をし、関係部局と連携を図りながら庁内一体となった取り組みを推進します。

また、県や三次地区医師会等関係機関と連携を図り、発生時に備えた準備を進めます。

市民生活への影響が最小限となるよう市の業務継続計画を作成し、県内感染期には最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すための体制を整えます。

また、国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、市対策本部を設置し、国・県等関係機関との連携を図りながら、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講じます。

(1) 広島県・三次市の新型インフルエンザ等発生時の体制

発生段階	未発生期			海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生段階ごとの目的	①体制整備 ②発生の早期確認に努める			①体制整備	①体制整備	①感染拡大防止策実施 ②医療体制の確保 ③感染拡大に備えた体制整備	①医療体制の維持 ②健康被害・生活・経済への影響を最小限にとどめる	①市民生活・経済の回復を図り第二波に備える
					＜緊急事態宣言時＞ 外出自粛要請，施設の使用制限， 臨時の医療施設の設置 等			
広島県の危機管理体制	平常時	注意体制※1	警戒体制※2	非常体制				警戒体制※3
	広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型コロナウイルス等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）	広島県新型コロナウイルス等対策本部設置（本部長：知事）				広島県新型コロナウイルス等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）
三次市の危機管理体制	平常時		注意体制	警戒体制	非常体制			警戒体制
	三次市感染症（新型コロナウイルス等）対策連絡会議				三次市新型コロナウイルス等対策本部設置（本部長：市長）			三次市感染症（新型コロナウイルス等）対策連絡会議

- ※ 1 海外で鳥インフルエンザの人感染例発生
- ※ 2 国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例発生又は海外で新型インフルエンザ等感染疑い例発生
- ※ 3 国が政府対策本部を解散した時は、警戒体制等へ移行する

(2) 三次市感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議

市は、海外で鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生した時点で、国内発生時に備え、初動体制の確立や情報共有、事前対策を行うため、福祉保健部長が「市感染症対策連絡会議」を招集します。

①構成

議 長	福祉保健部長
委 員	危機管理監，総務課長，秘書広報課長，危機管理課長，環境政策課長，社会福祉課長，健康推進課長，病院企画課長，子育て支援課長，学校教育課長
事 務 局	健康推進課

(3) 三次市新型インフルエンザ等対策本部

国の緊急事態宣言後、特措法第34条に基づき、速やかに「市対策本部」を設置します。市は県と連携し、必要な措置を講じます。

① 構成

本 部	本 部 長	市 長
	副 本 部 長	副市長
	本 部 付	教育長，病院長，三次消防署長，三次警察署長
	本 部 員	総務企画部長，危機管理監，財務部長，地域振興部長， 各支所長，市民部長，福祉保健部長，子育て・女性支援部長， 市民病院部事務部長，産業環境部長，建設部長，水道局長， 議会事務局長，教育次長，監査事務局長
	事 務 局 長	危機管理課長
	事務局次長	健康推進課長
事 案 対 策 部		
	部 長	危機管理監
	副 部 長	福祉保健部長
	事 務 局	危機管理課長・健康推進課長
	管理総括班	危機管理課（班長）・秘書広報課
	情報管理班	秘書広報課（班長）・健康推進課・危機管理課・関係各課
	感染予防班	健康推進課（班長）・環境政策課・関係各課
	医療対策班	健康推進課（班長）・病院企画課
	市民生活維持班	危機管理課（班長）・市民課・社会福祉課・関係各課
業 務 支 援 部		
	部 長	地域振興部長
	副 部 長	企画調整課長
	部 員	事案対策部の班に属さない課

②主な業務

【事案対策部】

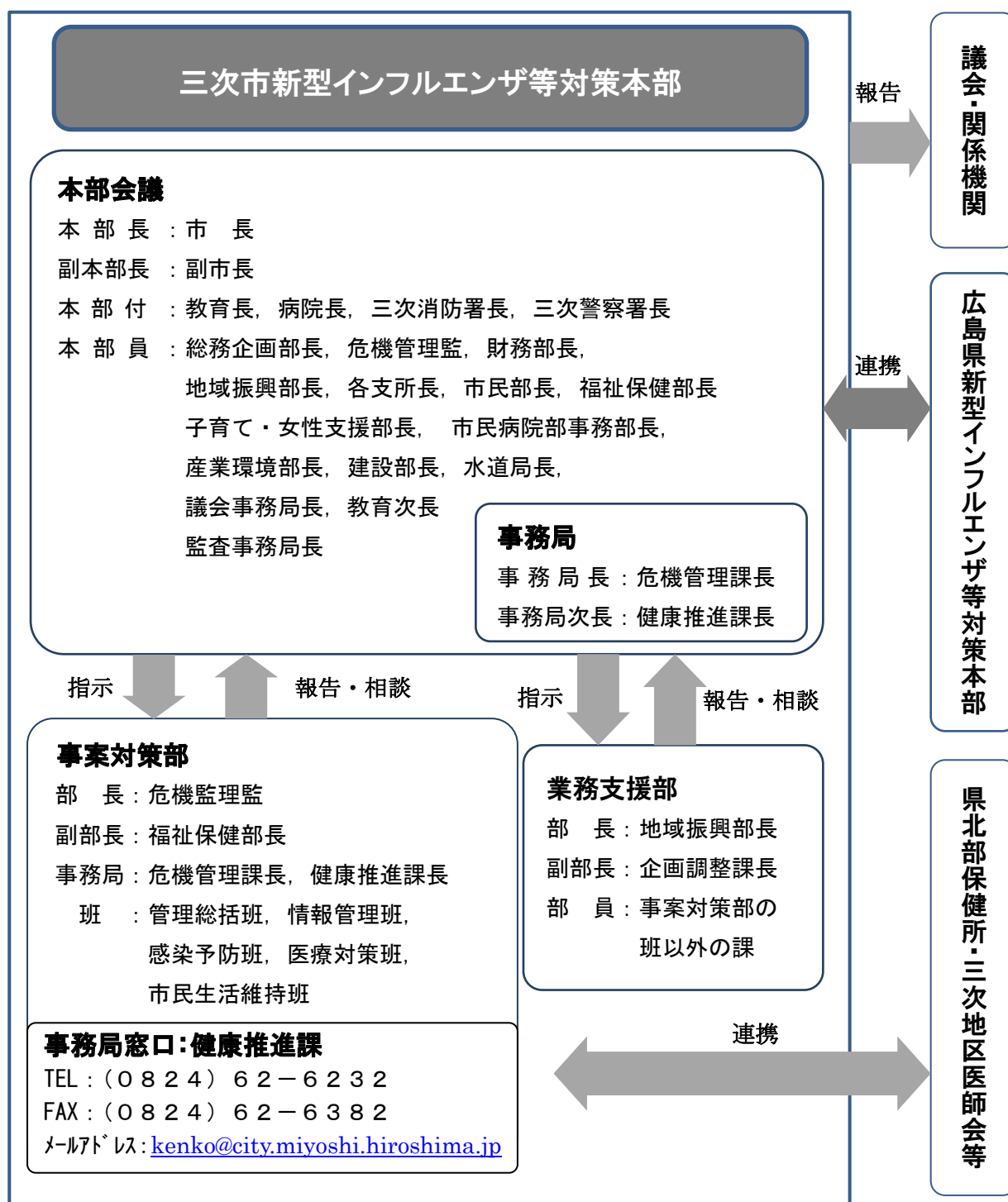
対 策 班	担 当 課	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 業 務
管 理 統 括 班	危 機 管 理 課	○市対策本部の運営に関すること ○危機管理全般に関すること
	健 康 推 進 課	○新型インフルエンザ等各種対策に関すること
	秘 書 広 報 課	○マスコミ，市民への広報に関すること
情 報 管 理 班	文化と学びの課	○所管する施設等における感染状況の把握に関すること
	子育て支援課	○保育所，幼稚園等における感染状況の把握に関すること
	学 校 教 育 課	○小・中学校における感染状況の把握に関すること
	社 会 福 祉 課	○社会福祉施設等における感染状況の把握に関すること
	高齢者福祉課	○高齢者福祉施設等における感染状況の把握に関すること
	健 康 推 進 課	○国・県からの情報収集と連携に関すること ○市民の感染状況の情報集約に関すること ○市民からの相談窓口の開設に関すること
	危 機 管 理 課	○国・県からの情報収集と連携に関すること
	農 政 課	○家きん類等の感染状況の把握に関すること
	秘 書 広 報 課	○外国語による情報提供の支援に関すること ○情報の集約及び発信に関すること
感 染 予 防 班	危 機 管 理 課	○活動の自粛・中止の総合調整に関すること
	健 康 推 進 課	○防疫対策の総括に関すること ○新型インフルエンザ等予防接種に関すること ○感染予防策の普及啓発に関すること ○職員の感染防護資材の配布に関すること
	高齢者福祉課	○高齢者福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること
	社 会 福 祉 課	○社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること
	文化と学びの課	○所管する施設等における感染予防・まん延防止に関すること
	子育て支援課	○保育所・幼稚園等における感染予防・まん延防止に関すること
	学 校 教 育 課	○小・中学校における感染予防・まん延防止に関すること
	文化と学びの課	○所管する施設における感染予防・まん延防止に関すること
	観光スポーツ交流課	○スポーツ・文化活動の自粛・中止の総合調整に関すること
	総 務 課	○市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関すること
	財 産 管 理 課	○庁舎における感染予防・まん延防止に関すること
	支 所	○庁舎における感染予防・まん延防止に関すること

		○支所管内の感染予防・まん延防止に関すること
	環 境 政 策 課	○生活衛生関連施設等における感染予防・まん延防止に関すること
	観光・スポーツ交流課	○イベント等の自粛・中止の総合調整に関すること
	地 域 振 興 課 定住対策・暮らし支援課	○地域内交通事業者に対し、利用者のマスク着用の励行の呼びかけなど感染予防に関すること ○所管する施設における感染予防・まん延防止に関すること
	農 政 課	○家きん類等の感染防止に関すること
医 療 対 策 班	健 康 推 進 課	○医療体制の把握に関すること ○国保診療所における医療体制の確保に関すること ○在宅療養者の対応に関すること ○健康相談に関すること
	病院企画課	○市立三次中央病院における診療機能の維持に関すること
市民生活維持班	市 民 課	○埋火葬許可に関すること
	環 境 政 策 課	○感染性一般廃棄物の処理に関すること ○ごみの収集と排出抑制に関すること ○火葬体制の確保のための支援に関すること ○遺体安置場所の連絡調整に関すること
	危 機 管 理 課	○食糧及び生活必需品の確保に関すること ○ライフライン(電気、ガス、油等)の機能確保に関すること ○消防防災関係機関との連絡調整に関すること ○防犯関係機関との連絡調整に関すること ○自衛隊の派遣要請に関すること
	高齢者福祉課	○介護事業所における機能維持に関すること ○高齢者等要援護者の支援に関すること
	社会福祉課	○在宅障害者等要援護者の支援に関すること
	文化と学びの課	○所管する施設等における機能維持に関すること
	子育て支援課	○保育所・幼稚園等における機能維持に関すること
	会 計 課	○出納機能の確保に関すること
	定住対策・暮らし支援課	○地域交通の運行に関すること
	商 工 労 働 課	○生活関連物資の確保のための支援に関すること ○企業活動の維持・復旧のための支援に関すること
	水 道 課	○飲料水、生活用水の確保に関すること
	下 水 道 課	○生活排水処理における機能維持に関すること

【業務支援部】

対 策 部	担 当 課	業 務
業 務 支 援 部	班編成にない課	○各班の後方支援（班業務における応援） ○他課の業務継続支援（班従事者に代わり当該職員の所属する課の業務を分担）

(4)情報伝達の流れ



2. サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を随時適切に実施するため、広島県感染症・疾病管理センター（以下、「県感染症センター」という。）が中心となつて行う県内のサーベイランス体制の構築等に積極的に協力します。

また、県感染症センター等が公表する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集します。

3. 情報提供・共有

（１）情報提供・共有の目的

市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

（２）情報提供手段の確保

外国人、障害者、高齢者等に配慮し、理解しやすい内容で、市広報紙、ホームページ、CATV、音声告知放送、広報車、防災一斉メール、防災アプリなど多様な媒体を用いて、できる限り迅速に情報提供を行います。

（３）発生前における市民等への情報提供

発生時に正しく行動してもらうために、発生前から新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。特に児童・生徒・高齢者等に対しては、学校・保育施設・高齢者施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部署と連携・協力して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

（４）発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時において、市はもっとも市民に近い行政主体であることを踏まえ、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供および市民からの相談受付等について、中心的な役割を担います。
- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ・ テレビ、新聞等のマスメディアを通じての情報提供において、発表する内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要なため、事前に県へ協議します。

- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、県や関係機関と連携協力して早急に個々に打ち消す情報を発信するよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ります。

② 市民の情報収集の利便性向上

- ・市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、市、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、市のホームページに総覧できるサイトを開設します。

（５）情報提供体制

情報提供に当たっては、情報を集約して一元的に発信するため、市対策本部の設置と同時に情報管理班を設置し、適時適切に情報を共有します。

また、市は、県と適時適切に情報を共有し、市が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行います。

（６）相談窓口の設置

市は、県の要請を受け、海外発生期から小康期までの間、市民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口として健康推進課に相談窓口を設置します。

また、県感染症センターから提供される相談窓口用のＱ＆Ａを活用するなど、健康推進課を中心に情報を集約できる体制を整えます。

4. 予防・まん延防止

（１）予防・まん延防止の目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで対策に必要な体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることで、市内の医療体制を維持することを目的とします。

（２）主なまん延防止対策

個人における対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及啓発を行います。

県内発生の初期の段階から、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に市は適宜協力します。

地域対策・職場対策については、県内発生の初期の段階から、個人における対策のほか、学校・保育施設・高齢者施設・職場等において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染予防対策をより強化して実施します。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言時には、必要に応じて県が行う、不要不急の外出自粛要請（特措法第４５条第１項）、施設の使用制限の要請等（特措法第４５条第２項、第３項）に市

は協力します。

(3) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

【ワクチン】

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載します。

【特定接種】

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

①対象者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
--

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

②接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準としています。また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要なことから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性や、社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定します。

1	医療関係者
2	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
3	指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
4	それ以外の事業者

③接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築します。

【住民接種】

特措法において、緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。

①対象者

住民接種は、全市民を対象とします（在留外国人を含む。）が、市民以外にも、市内の医療機関に勤務する医療従事者や入院患者も考えられます。

②対象者の分類

政府行動計画において、以下の4つの群に分類されます。

医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）
小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
成人・若年者
高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方がある一方で、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これら双方を併せた考え方もあることから、次のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部において決定されます。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおきつつ、併せて我が国の将来を守ることも重点を置く考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

④接種体制

市が実施主体となり、原則として集団接種とします。また三次地区医師会の協力により接種体制を構築します。また、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考にします。

【留意点】

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて府対策本部において総合的に判断し、決定されます。

【医療関係者に対する要請】

予防接種を行うため必要があると認めるとき、市は県感染症センターへ医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（特措法第31条第2項、第3項、第46条第6項）するよう依頼します。

5. 医療

(1) 医療の目的

医療を提供し続けることは、健康被害を最小限にとどめ、ひいては社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的な医

療提供体制を事前に計画しておくことが重要です。

(2) 発生前における医療提供体制の整備

市は、県北部保健所を中心に、三次地区医師会、薬局、消防等の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に協力します。

(3) 発生時における医療提供体制の維持・確保

市立三次中央病院は、県の要請を受けて、「帰国者・接触者外来」を設置します。設置場所については、市立三次中央病院、三次地区医師会、県北部保健所、市等で協議し決定します。

市が開設する各診療所では、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあることから、診療施設内で新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。

市は、市民へ「帰国者・接触者外来」の設置と受診方法について広報や相談窓口で周知します。

【帰国者・接触者外来の受診方法】

①対象者

新型インフルエンザ等が発生した国からの帰国者と濃厚接触者で症状のある人。

②受診方法

- ・県感染症センター、各保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談。
- ・「帰国者・接触者相談センター」の指示で、指定された「帰国者・接触者外来」を受診。

【まん延状況に応じた診療体制の周知】

市は、市立三次中央病院、三次地区医師会、県北部保健所等と情報を共有しながら、市内の医療体制が維持できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制の切り替えに応じた受診方法を、市民に周知します。

【新型インフルエンザ等患者の診療体制の切り替え】

①帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。

②患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けます。

【在宅療養患者の支援】

市は、在宅療養において支援の必要な患者について、県、医療機関、その他の関係機関等と連携しながら、必要に応じた支援を行います。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬等（特措法第10条、第51条）

新型インフルエンザ等のまん延により、市内医療機関において抗インフルエンザウイルス薬が通常ルートで入手困難な状況が予測されるとき、市は県に対し、備蓄薬の放出の要請を行います。

6. 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響が最小限となるよう、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要です。

市は、要援護者への生活支援や生活関連物資等の価格安定、水の安定供給、火葬等の円滑な実施等について必要な対策を講じます。

VII. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっています。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施します。

1. 未発生期

状態： 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態です。 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生していますが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況です。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行います。 2) 国及び県との連携の下、発生の早期確認に努めます。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国や県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での認識共有を図るため、継続的な情報収集と情報提供を行います。

(1) 実施体制

具体的な対策	担当課
①行動計画等の作成と見直し ・特措法の規定に基づき、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し、必要に応じて見直します。 また、市行動計画のマニュアルや業務継続計画を作成します。	健康推進課 関係各課
②県及び関係機関との連携強化による体制整備 ・県北部保健所を中心に、近隣市町、三次地区医師会、三次消防署、三次警察署等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認、訓練を行います。	健康推進課 関係各課
③注意体制・市感染症対策連絡会議の設置 ・海外で鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が報告された時点で、市感染症対策連絡会議を設置し、情報の共有と一体となった取組みの体制を整備します。	健康推進課 担当課長

(2) サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・国・県の通知に基づき、保育所、小・中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努め、県の構築するサーベイランスに協力します。	健康推進課 子育て支援課 学校教育課 関係各課
②情報収集 ・発生前から国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手することに努めます。 ・豚、家きん類等におけるインフルエンザ等の流行について情報収集します。 ・学校飼育動物、家庭動物に該当する鳥類の異常把握に努めます。	健康推進課 農政課 関係各課

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・発生前から新型インフルエンザ等に関する正しい知識と感染予防策の情報や、発生した場合の対策について市民へ情報提供します。 ・市行動計画を、市ホームページ等により情報提供します。 ・外国人、障害者、高齢者にもわかりやすい内容で、多様な媒体を用いて、できる限り迅速に情報提供を行います。 【媒体とするもの】：市広報紙・ホームページ、CATV、地域内での保健活動、町内会等回覧、音声告知放送、管内無線放送、報道機関等	健康推進課 秘書広報課 関係各課
②情報共有体制と相談窓口の整備 ・市の関係部局間での情報共有体制や、県及び関係機関との情報共有体制を整備します。 ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口設置の準備をします。	健康推進課 危機管理課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①感染防止策の周知 ・手洗い、うがい、マスクの着用及び咳エチケットなど、個人でできる感染予防策を周知します。 ・市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等において感染予防教育を実施します。 ・新型インフルエンザ等緊急事態時には、不要不急の外出の自粛要請や、施	健康推進課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課

設の使用制限要請等の感染防止対策が実施されることについて、市民や関係機関へ周知し、理解を求めます。	関係各課
②予防接種 【ワクチン等に関する情報の収集と情報提供】 ・市は、県等からワクチンの供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位の考え方など基本的な情報を収集します。また、その情報を市民へ提供し理解促進を図ります。 【特定接種】 ・国が作成した登録実施要領に基づく、特定接種対象事業者の登録手続きに関する周知や、登録内容の確認等、国・県からの要請に応じて協力します。 ・市内の対象となる職員をあらかじめ把握し、厚生労働省あてに人数を報告します。 ・三次地区医師会等の協力を得て、特定接種体制を構築します。 【住民接種】 ・県及び三次地区医師会や学校関係者等と協力し、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチン接種ができるよう、次の事項に留意して、接種体制を構築します。 ○医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保 ○接種会場（待合室・接種場所等）の確保 ○接種に必要な医療器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等の確保 ○接種に関する市民への周知方法 ・円滑な接種実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、他市町での接種が可能になるよう努めます。	健康推進課 総務課 病院企画課 秘書広報課 関係各課

(5) 医療

具体的な対策	担当課
①地域医療提供体制の整備 ・市は、県北部保健所を中心に、三次地区医師会、薬局、消防等の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に協力します。	健康推進課 病院企画課

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への対応 ・市民に対し、日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会機能の停滞を見越した次の取組などを心がけるよう周知します。 ○食料品等の備蓄を行うこと。 ○燃料資源等の消費節約に努めること。 ○ごみの排出抑制に努めること。 等	危機管理課 環境政策課 関係各課
②市役所の機能維持のための対策 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、職場での感染防止策と可能な範囲での業務縮小等による行政サービス維持のための業務継続計画を作成します。	総務課 関係各課
③要援護者への生活支援 ・県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等について、対象者の把握とともに、その具体的手続きを決めておきます。 ・市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、その流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進めます。 ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、災害時要援護者の対象者のうちで次に該当する人が対象です。 a) 一人暮らしで支援がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な人。 b) 支援がなければ、市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な人。 c) その他支援を希望する人（要援護者として認められる事情がある人） ・要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討します。 ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体、地域団体、社会福祉施設、居宅介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築します。	危機管理課 高齢者福祉課 社会福祉課 関係各課
④埋火葬体制の整備 ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。	環境政策課 市民課
⑤物資及び資材の備蓄等 ・新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他の物資および資材を備蓄、点検し、または施設および設備を整備・点検します。 ・市施設の消毒剤等感染防護用品、対策業務従事者用個人防護具等の備蓄を勧めます。	健康推進課 危機管理課 関係各課

・地域に必要な物資の量，生産，物流の体制等を踏まえ，他の地方公共団体や，製造販売事業者との供給協定の締結等，あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保，配分・配布方法について検討します。	
⑥防犯・防災活動 ・新型インフルエンザ等の感染拡大に備え，防犯・防災機能を維持し，市民生活の安全・安心を確保できるよう，三次警察署および三次消防署と協力体制を構築します。	危機管理課 関係各課

2. 海外発生期

海外発生期
・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態です。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態です。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況です。
目的： 1）県と協力し、国内侵入状況等に注視し、早期発見に努めます。 2）国内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方： 1）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高いと想定して体制を整えます。 2）対策の判断に役立てるため、国・県等から、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 3）国内発生した場合、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制強化に協力します。 4）海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策について県からの情報を得て、迅速に市内の医療機関、事業者、市民に情報提供し、準備を促します。 5）市民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。

（1）実施体制

具体的な対策	担当課
①警戒体制 ・市感染症対策連絡会議を開催し、国・県が決定した基本的対処方針を確認し、初動対処方針を検討します。また、状況に応じて市対策本部の設置も検討します。	健康推進課 (担当課長) 危機管理課

（2）サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・引き続き、国・県の通知に基づき、インフルエンザ様症状による学級・学校閉鎖等の報告を徹底するよう関係部署に協力を求め、県の構築するサーベイランスに協力します。	健康推進課 学校教育課 関係各課

②情報収集 ・引き続き、国・県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手することに努めます。 ・市民や関係機関が求めている新型インフルエンザ等の情報について、県から情報収集します。 ・市内における豚、家きん類のインフルエンザ等の流行について情報収集します。	健康推進課 秘書広報課 農政課 関係各課
---	---

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・引き続き、感染予防策の正しい知識と、海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を市民に周知します。 ・誰もが感染する可能性があり、同時に他の人に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないということを市民に周知します。 ・根拠のない虚偽のうわさや偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国・県と連携し正確な情報を提供します。 ・新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置に関する情報や、感染が疑われ、また患者となった場合の適切な行動等に関する情報を提供します。	健康推進課 秘書広報課 関係各課
②相談窓口の設置 ・健康推進課に電話相談窓口を設置し、新型インフルエンザ等に関する疾患や生活相談、市が行う対策等についての問い合わせに対応します。	健康推進課
③情報共有 ・引き続き庁内、県、医療機関等との情報共有体制を確認し、必要な情報を共有します。	健康推進課 関係各課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①基本的な感染防止策の啓発 ・市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みをさける等基本的な感染防止策の徹底を啓発します。 ・新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等、注意喚起を行います。 ・県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認します。 ・事業所、介護・福祉施設等に対し、感染予防策を徹底します。 ・市の集客施設へ手指消毒を設置します。	健康推進課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 社会福祉課 高齢者福祉課 関係各課

②予防接種 【ワクチンの供給】 ・県からワクチンの生産状況や供給体制，また有効性・安全性についての情報を収集します。 ・市民にワクチンについての情報を公開します。 【特定接種】 ・国が特定接種を実施することを決定した場合，市職員の対象者に対し，本人の同意を得て接種を行います。 ・接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性，相談窓口等の情報を提供します。 ・特定接種について市民の理解を得るために，接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝え，また住民接種の見通しについても明らかにします。 【住民接種】 ・接種体制を準備します。 ・ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象者や接種順位，接種体制等に関する情報を提供します。	健康推進課 総務課 病院企画課 秘書広報課 関係各課
③感染防護資器材の準備 ・直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について，使用方法を確認します。 ・直接感染者と接触する業務を担う部署へ感染防護資器材を配布します。	健康推進課 関係各課
④家きん類等におけるインフルエンザ対策 ・家きん舎，豚舎等の衛生管理を周知徹底します。 ・患畜の殺処分・周辺農場の飼養家きんの移動制限について，県からの要請があった場合，協力します。	秘書広報課 農政課 関係各課

(5) 医療

具体的な対策	担当課
①医療の確保 ・市は，県北部保健所を中心に，三次地区医師会，薬局，消防等の関係者と連携を強化します。 ・県の要請により，市立三次中央病院は帰国者・接触者外来を設置します。 ・新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者で，発熱・呼吸器症状等を有する人は，県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し，帰国者・接触者外来を受診するよう市民に周知します。	健康推進課 病院企画課 秘書広報課

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への対応 ・引き続き市民に対し、日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会機能の停滞を見越した取組などを心がけるよう周知します。 ・市役所の機能維持のため、職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小体制を準備します。	危機管理課 環境政策課 総務課 関係各課
②要援護者への支援 ・新型インフルエンザ等発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ連絡します。	社会福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 関係各課
③埋火葬体制の整備 ・新型インフルエンザ等感染拡大・まん延期における、死亡者の増加を想定し、遺体の安置所を確保します。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。 ・斎場の処理能力について調査し、パンデミックに備えた円滑な火葬体制がとれるよう、燃料の確保について指定管理者に要請します。 ・増大する死亡者に対し、火葬許可の対応ができる体制を準備します。	環境政策課 市民課
④防犯・防災活動 ・新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、三次警察署および三次消防署と協力体制を構築します。	危機管理課

3. 県内未発生期

県内未発生期
国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していますが、県内ではまだ発生していない状態です。
目的： 1) 県内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方： 1) 県内発生早期に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぎます。 2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

具体的な対策	担当課
①非常体制 ・他県において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市感染症対策連絡会議を開催し、各課が持つ新型インフルエンザ等に関する情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部の設置を検討します。	健康推進課 (担当課長) 危機管理課
②関係機関との連携 ・県北部保健所、三次地区医師会等と連携をとり、新型インフルエンザ等発生の市内感染拡大に備えます。	健康推進課 危機管理課
③緊急事態宣言時 ・緊急事態宣言がなされた時には、速やかに市対策本部を設置します。	健康推進課

(2) サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・引き続き、国・県の通知に基づき、インフルエンザ様症状による学級・学校閉鎖等の報告を徹底するよう関係部署に協力を求め、県の構築するサーベイランスに協力します。	健康推進課 学校教育課 関係各課
②情報収集 ・引き続き、国・県が発信する新型インフルエンザ等の情報や基本的方針を情報収集します。 ・また、市内における豚、家きん類のインフルエンザ等の流行について情報収集します。	健康推進課 秘書広報課 農政課 関係各課

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・引き続き、感染予防策の正しい知識と、海外・国内での発生状況、現在の対策等を市民に周知します。 ・誰もが感染する可能性があり、同時に他の人に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないということを市民に周知します。 ・根拠のない虚偽のうわさや偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国・県と連携し正確な情報を提供します。 ・新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置に関する情報や、感染が疑われ、また患者となった場合の適切な行動等に関する情報を提供します。	健康推進課 秘書広報課 関係各課
②相談窓口の設置 ・健康推進課に電話相談窓口を設置し、新型インフルエンザ等に関する疾患や生活相談、市が行う対策等についての問い合わせに対応します。	健康推進課 関係各課
③情報共有 ・引き続き庁内、県、医療機関等との情報共有体制を確認し、必要な情報を共有します。	健康推進課 関係各課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①基本的な感染防止策の啓発 ・市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みをさける等基本的な感染防止策、拡大防止策を周知します。 ・市内発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等の基準について県が示した基準を考慮し検討します。 ・市の集客施設等の閉鎖について検討します	健康推進課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 関係各課
②早期発見のための体制整備 ・学校等においては、児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努めます。	健康推進課 学校教育課 子育て支援課 女性活躍支援課 関係各課

③予防接種 【ワクチンの供給】 ・引き続き、県からワクチンの生産状況や供給体制、また有効性・安全性についての情報を収集します。 ・市民にワクチンについての情報を公開します。 【特定接種】 ・市職員の対象者に対し、本人の同意を得て接種を行います。 ・接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性、相談窓口等の情報を提供します。 ・特定接種について市民の理解を得るために、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝え、また住民接種の見通しについても明らかにします。 【住民接種】 ・接種体制を準備します。 ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供します。 ・県の要請により住民接種を開始します。（予防接種法第6条第3項に規定する）	健康推進課 総務課 病院企画課 秘書広報課 関係各課
④感染防護資器材の準備 ・直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について、使用方法を確認します。 ・直接感染者と接触する業務を担う部署へ感染防護資器材を配布します。	健康推進課 関係各課
⑤家きん類等におけるインフルエンザ対策 ・家きん舎、豚舎等の衛生管理を周知徹底します。 ・患畜の殺処分・周辺農場の飼養家きんの移動制限について、県からの要請があった場合、協力します。	農政課 秘書広報課 関係各課
<緊急事態宣言がされている場合の措置>	
県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行います。 ①外出自粛要請 ・市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に対し、必要に応じて、閉鎖措置を強く要請します。また、学校、保育所等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、管理者に要請します。 ・集客施設（文化ホール、みよし運動公園等）事業者、通所系サービス事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時において、事業自粛を強く要請します。 ・市民に対して、集会や活動等の自粛を強く要請するとともに、不要不急の外出自粛も併せて要請します。	

②施設の使用制限等の要請 ・ 県が施設使用の制限の要請を行ったときは、要請に応じ、市有施設について必要な措置を行います。 ③住民接種の実施（特措法 46 条の規定に基づく、予防接種法第 6 条第 1 項に規定
--

（５）医療

具体的な対策	担当課
①医療の確保 ・ 市は、県北部保健所を中心に、三次地区医師会、薬局、消防等の関係者と連携を強化します。 ・ 引き続き帰国者・接触者外来を設置します。 ・ 新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう市民に周知します。	健康推進課 病院企画課 秘書広報課

（６）市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への対応 ・ 引き続き市民に対し、日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会機能の停滞を見越した取組などを心がけるよう周知します。 ・ 市役所の機能維持のため、職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小体制を準備します。	危機管理課 環境政策課 総務課 関係各課
②要援護者への支援 ・ 新型インフルエンザ等発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ連絡します。 ・ 在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討します。 ・ 食料品・生活必需品等の確保、配分・配布方法等を検討します。	社会福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 関係各課
③埋火葬体制の整備 ・ 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する職員へ配布します。 ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する職員と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。 ・ 随時、斎場の処理能力について最新の情報を把握し、県と情報の共有を図ります。	環境政策課 市民課

④防犯・防災活動 ・新型インフルエンザ等の感染拡大に備え，防犯・防災機能を維持し，市民生活の安全・安心を確保できるよう，三次警察署および三次消防署と協力体制を構築します。	危機管理課
＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞	
県が行う以下の措置について，市民や事業者等に周知するとともに，県からの要請に応じ対策を行います。 ①生活関連物資等の価格の安定等 ・流通及び小売販売事業者に，食糧・生活必需品の価格が高騰しないよう，また買占め売り惜しみが生じないよう調査・監視し必要に応じ関係事業者団体等に要請します。	

4. 県内発生早期

県内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していますが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。
目的： 1) 県内での感染拡大をできる限り抑えます。 2) 患者に適切な医療を提供します。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行います。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、防止対策等を行います。緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとります。 2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解が得られるよう、市民へ積極的に情報提供を行います。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。

(1) 実施体制

具体的な対策	担当課
①非常体制 ・国から緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市長を本部長とした市対策本部を設置します。 ・市対策本部の指揮の下、市内での感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑え、かつ最低限の市民生活を維持するために必要な対策を実施します。	危機管理課 健康推進課 関係各課

(2) サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・引き続き、国・県の通知に基づき、インフルエンザ様症状による学級・学校閉鎖等の報告を徹底するよう関係部署に協力を求め、県の構築するサーベイランスに協力します。	健康推進課 学校教育課 関係各課

②情報収集 ・国・県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。 ・国や県が講じる新型インフルエンザ等対策について情報収集します。	健康推進課 危機管理課 秘書広報課 関係各課
--	---

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況や関連情報及び市の対策内容、状況を市民に情報提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図ります。 関連情報とは次の情報などです。 ア. 市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブの臨時休業状況 イ. 市事業（イベント、窓口等）の休止等の状況 ウ. 市施設の臨時休業等の状況 エ. ライフライン、公共交通機関の稼働状況について オ. 県の設置するコールセンター、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来等について ・家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請します。 ・新型インフルエンザ等の市内発生時における記者発表にあたっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行います。	健康推進課 危機管理課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 観光スポーツ交流課 地域振興課 関係各課
②相談窓口体制の充実・強化 ・国から配付されるQ & Aの改定等に対応し、相談窓口等において適切な情報提供ができるように体制を充実・強化します。	健康推進課 秘書広報課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①感染症防止の周知 ・引き続き、市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等において一般的な感染予防教育を実施します。また、県の基準に基づき決定した臨時休業の基準を適用します。 ・集客施設（市民ホール・福祉保健センター等）において、感染予防策を周知します。 ・引き続き、市民に対して手洗い、うがい、咳エチケット、症状のある者のマスク着用等、正しい感染予防の知識を普及します。 【媒体とするもの】：市広報紙・ホームページ、CATV	健康推進課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 地域振興課 関係各課

地域内での保健活動，町内会等回覧，音声告知放送，防災一斉メール，防災アプリ，報道機関等・県から不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に協力要請があった場合は，市民及び関係機関へ周知します。	
②予防接種 【特定接種】 ・市職員の対象者に対して，本人の同意を得て接種を行います。 ・接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性・相談窓口等の情報提供を行います。 【住民接種】 ・国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認します。 ・ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象者や接種順位，接種体制等に関する情報を提供します。 ・県の要請により住民接種を実施します。（予防接種法第6条第3項に規定する）	健康推進課 総務課 病院企画課 秘書広報課 関係各課
③市所管施設の感染予防 ・市の所管する施設に感染防護資器材を配布します。	健康推進課 環境政策課 関係各課
<緊急事態宣言がされている場合の措置>	
県が行う以下の措置について，市民や事業者等に周知するとともに，県からの要請に応じ対策を行います。 ①外出自粛要請 ・市内学校，幼稚園，保育所，放課後児童クラブ等に対し，必要に応じて，閉鎖措置を強く要請します。また，学校，保育所等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう，管理者に要請します。 ・集客施設（文化ホール，みよし運動公園等）事業者，通所系サービス事業者に対し，新型インフルエンザ等発生時において，事業自粛を強く要請します。 ・市民に対して，集会や活動等の自粛を強く要請するとともに，不要不急の外出自粛も併せて要請します。 ②施設の使用制限等の要請 ・緊急事態宣言がされている場合で県が施設使用の制限の要請を行ったときは，要請に応じ，市有施設について必要な措置を行います。 ③住民接種の実施（特措法46条の規定に基づく，予防接種法第6条第1項に規定）	

(5) 医療

具体的な対策	担当課
①医療体制の維持 ・市は、県北部保健所を中心に、三次地区医師会、薬局、消防等の関係者と連携を強化します。 ・新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう市民に周知します。	健康推進課 病院企画課 秘書広報課
②診療体制の移行 ・患者等が増加してきた段階で、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう県から要請があった場合、市は関係機関と調整の上、市民に診療体制の移行及び受診方法を周知します。	健康推進課 秘書広報課 関係各課
③在宅療養患者への対応 ・患者や医療機関から要請があった場合は、患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。	健康推進課 関係各課

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への周知 ・市民に対し、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食糧・生活必需品の備蓄について周知します。 ・ごみの減量化、資源節約と排出抑制を呼びかけます。 ・電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかけます。 ・食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として適切な行動を呼びかけます。 ・市民の不安に対応するため、相談窓口で生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応します。	秘書広報課 危機管理課 環境政策課 健康推進課 関係各課
②市民生活の維持 ・流通及び小売販売事業者、食糧・生活必需品の価格が高騰しないよう、また買占め売り惜しみが生じないよう要請します。 ・ライフライン事業者へ機能維持を要請します。 ・廃棄物収集回収の維持が困難になる事態に備えて、事業者等にごみの減量化、資源節約と排出抑制を要請します。 ・ライフラインの供給が不足することが予測される場合は、使用を抑制するよう、事業所等に要請します。	危機管理課 商工労働課 地域振興課 環境政策課 水道課 関係各課

・水の安定供給に努めます。 ・必要に応じて各種備蓄物資の配布を準備します。	
③要援護者への支援 ・県と連携し県内感染期における在宅高齢者、障害者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食糧提供、医療機関への移送）等、搬送、死亡時の対応について、対象世帯の把握とともに、具体的な手続きを検討します。 ・居宅介護支援事業者、相談支援事業者と連携し支援します。	社会福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 関係各課
④埋火葬体制の整備 ・県の協力を得て、死亡者の増加に備え、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を検討します。 ・県の要請により火葬場の稼働時間の延長及び人員確保の準備をします。 ・県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する職員へ配布します。 ・死亡者の増加に備え、火葬許可の対応が迅速にできるよう体制を整えます。	環境政策課 市民課
⑤市役所の機能維持 ・職員の健康管理を徹底します。 ・業務継続計画に基づき通常業務を縮小して市役所の機能を維持します。	総務課 関係各課
<緊急事態宣言がされている場合の措置>	
県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行います。 ①生活関連物資等の価格の安定等 ・流通及び小売販売事業者に、食糧・生活必需品の価格が高騰しないよう、また買占め売り惜しみが生じないよう調査・監視し必要に応じ関係事業者団体等に要請します。	

5. 県内感染期

県内感染期
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態です。
目的： 1) 医療体制を維持します。 2) 健康被害を最小限に抑えます。 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えます。 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県と連携し実施すべき対策の判断を行います。 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 4) 流行ピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減します。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限に抑えます。 6) 欠勤者の増大が予想されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

具体的な対策	担当課
①非常体制 ・市対策本部の指揮の下、市内での感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑え、かつ最低限の市民生活を維持するために必要な対策を実施します。	危機管理課 健康推進課 関係各課

(2) サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・引き続き、国・県の通知に基づき、インフルエンザ様症状による学級・学	健康推進課

校閉鎖等の報告を徹底するよう関係部署に協力を求め、県の構築するサーベイランスに協力します。	学校教育課 関係各課
②情報収集 ・国・県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。 ・国や県が講じる新型インフルエンザ等対策や措置について情報収集します。	健康推進課 危機管理課 秘書広報課 関係各課

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況や関連情報及び県・市の対策の内容、状況を市民に情報提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図ります。 関連情報とは次の情報などです ア. 市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブの臨時休業状況 イ. 市事業（イベント、窓口等）の休止等の状況 ウ. 市施設の臨時休業等の状況 エ. ライフライン、公共交通機関の稼働状況について オ. 県の設置するコールセンター、市内の診療体制等について ・家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請します。	健康推進課 秘書広報課 危機管理課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 観光スポーツ交流課 地域振興課 関係各課
②相談窓口体制の充実・強化 ・国から配付される Q&A の改定等に対応し、相談窓口等において適切な情報提供ができるように体制を充実・強化します。	健康推進課 秘書広報課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①感染症防止の周知 ・引き続き、市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等において一般的な感染予防教育を実施します。また、県の基準に基づき決定した臨時休業の基準を適用します。 ・集客施設（市民ホール・福祉保健センター等）において、感染予防策を周知します。 ・引き続き、市民に対して手洗い、うがい、咳エチケット、症状のある者のマスク着用等、正しい感染予防の知識を普及します。 【媒体とするもの】：市広報紙・ホームページ、CATV、地域内での保健活動、町内会回覧、音声告知放送、管内無線放送、防災一斉メール、防災アプリ、報道機関等	健康推進課 秘書広報課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 地域振興課 関係各課

・県から不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に協力要請があった場合は市民及び関係機関へ周知します。	
②活動の自粛 ・市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に対し、必要に応じて、閉鎖措置を強く要請します。 ・集客施設（文化ホール、みよし運動公園等）事業者、通所系サービス事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時において、事業自粛を強く要請します。 ・市民に対して、集会や活動等の自粛を強く要請するとともに、不要不急の外出自粛も併せて要請します。 ・緊急事態宣言がされている場合で県が施設の使用の制限の要請を行ったときは、要請に応じ、市有施設について必要な措置を行います。	学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 観光スポーツ交流課 社会福祉課 高齢者福祉課 地域振興課 関係各課
③予防接種 【特定接種】 ・市職員の対象者に対して、本人の同意を得て接種を行います。 ・接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性・相談窓口等の情報提供を行います。 【住民接種】 ・国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認します。 ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供します。 ・住民接種を実施します。	健康推進課 総務課 病院企画課 秘書広報課 関係各課
④市所管施設の感染予防 ・市の所管する施設に感染防護資器材を配布します。	健康推進課 環境政策課 関係各課
<緊急事態宣言がされている場合の措置>	
県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行います。 ①外出自粛要請 ・市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に対し、必要に応じて、閉鎖措置を強く要請します。また、学校、保育所等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、管理者に要請します。 ・集客施設（文化ホール、みよし運動公園等）事業者、通所系サービス事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時において、事業自粛を強く要請します。 ・市民に対して、集会や活動等の自粛を強く要請するとともに、不要不急の外出自粛も併せて要請します。	

②施設の使用制限等の要請 ・緊急事態宣言がされている場合で県が施設使用の制限の要請を行ったときは、要請に応じ、 - 市有施設について必要な措置を行います。 ③住民接種の実施（特措法 46 条の規定に基づく）
--

（５）医療

具体的な対策	担当課
①医療体制の維持 ・市は、県北部保健所を中心に、三次地区医師会、薬局、消防等の関係者と連携を強化します。 ・県から診療体制の移行について要請があった場合、市内の診療体制と受診方法等を市民に周知します。 【想定される診療体制】 ・帰国者・接触者外来を中止し、原則一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く）で新型インフルエンザ等の患者の診療を行います。 ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養します。	健康推進課 病院企画課 秘書広報課
②在宅療養患者への対応 ・患者や医療機関から要請があった場合は、患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。	健康推進課 関係各課

（６）市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への周知 ・市民に対し、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食糧・生活必需品の備蓄について周知します。 ・ごみの減量化、資源節約と排出抑制を呼びかけます。 ・電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかけます。 ・食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として適切な行動を呼びかけます。 ・市民の不安に対応するため、相談窓口で生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応します。	秘書広報課 危機管理課 環境政策課 健康推進課 関係各課
②市民生活の維持 ・ライフライン事業者へ機能維持を要請します。 ・廃棄物収集回収の維持が困難になる事態に備えて、事業者等にごみの減量化、資源節約と排出抑制を要請します。 ・ライフラインの供給が不足することが予測される場合は、使用を抑制す	危機管理課 商工労働課 地域振興課 環境政策課

るよう、事業所等に要請します。 ・水の安定供給に努めます。 ・支援の必要な人へ各種備蓄物資を配布します。	水道課 関係各課
③要援護者への支援 ・県からの要請により、在宅高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食糧提供等）等、搬送、死亡時の対応を行います。 ・居宅介護支援事業者、相談支援事業者と連携し要援護者を支援します。 ・要援護者の食糧・生活必需品について確保するよう流通及び小売販売事業者に要請します。	社会福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 関係各課
④埋火葬体制の整備 ・県の協力を得て、死亡者の増加に備え、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を確保稼働します。 ・県の要請により火葬場の稼働時間の延長及び人員確保の準備をします。 ・引き続き、県と連携して円滑な火葬が実施できるよう努め、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する職員へ配布します。 ・県と連携し、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的に収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、広域火葬の応援・協力を要請します。また、県と連携して遺体の搬送の手配等を実施します。	環境政策課 市民課 危機管理課
⑤市役所の機能維持 ・職員の健康管理を徹底します。 ・業務継続計画を実施して、市役所の機能を維持します。	総務課 関係各課
<緊急事態宣言がされている場合の措置>	
県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行います。 ①生活関連物資等の価格の安定等 ・流通及び小売販売事業者に、食糧・生活必需品の価格が高騰しないよう、また買占め売り惜しみが生じないよう調査・監視し必要に応じ関係事業者団体等に要請します。 ②埋葬・火葬の特例等 ・緊急事態において、国から埋火葬の許可に関する特例が設けられた場合には、市はその特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。	

6. 小康期

小康期
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態です。 ・ 大流行はいったん終息している状況です。
目的： 1) 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行い、資器材、医薬品の調達等第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。 3) 情報収集を継続し、第二波の発生の早期探知に努めます。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

具体的な対策	担当課
①警戒体制 ・ 新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、市対策本部を段階的に縮小します。 ・ 緊急事態解除宣言がされた場合には、市対策本部を廃止し、市感染症対策連絡会議に実施体制を移行します。	危機管理課 健康推進課 (担当課長) 関係各課

(2) サーベイランス・情報収集

具体的な対策	担当課
①サーベイランスへの協力 ・ 引き続き、国・県の通知に基づき、インフルエンザ様症状による学級・学校閉鎖等の報告を徹底するよう関係部署に協力を求め、県の構築するサーベイランスに協力します。	健康推進課 学校教育課 関係各課
②情報収集 ・ 国内外及び県内の新型インフルエンザ等発生状況について情報を収集します。 ・ 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。	健康推進課 危機管理課

(3) 情報提供・共有

具体的な対策	担当課
①情報提供 ・引き続き、流行の第二派に備え、市民への情報提供と注意喚起を行います。	健康推進課 秘書広報課
②相談窓口体制の縮小 ・状況を見ながら、相談窓口体制等を縮小します。	健康推進課

(4) 予防・まん延防止

具体的な対策	担当課
①基本的な感染防止策の啓発 ・引き続き、市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいを習慣化するように周知します。 ・市内学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等において、状況を勘案しながら閉鎖措置を段階的に解除します。 ・集客施設（市民ホール・福祉保健センター等）事業者、通所系サービス事業者において、状況を勘案しながら事業自粛を段階的に解除するよう情報提供します。 ・市民に対する集会や活動等の自粛を段階的に解除します。	秘書広報課 健康推進課 学校教育課 文化と学びの課 子育て支援課 地域振興課 関係各課
②予防接種 ・流行の第二派に備え、新臨時接種を進めます。 ・緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じ、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。	健康推進課
③拡大防止策の見直し・改善 ・流行の経過を踏まえ、第二派に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努めます。	健康推進課 関係各課
④感染防護資器材の補充 ・流行の第二波に備え、感染防護資器材を補充します。	健康推進課 危機管理課 関係各課

(5) 医療

具体的な対策	担当課
①医療体制 ・ 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻ります。 ・ 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置が適宜縮小・中止されるので、その情報を市民に提供します。	健康推進課 病院企画課 秘書広報課

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

具体的な対策	担当課
①市民への周知 ・ 必要に応じて市民に、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として適切な行動を呼びかけます。	秘書広報課 関係各課
②要援護者への支援 ・ 状況に応じて、平常時の体制に戻します。	社会福祉課 高齢者福祉課
③緊急事態措置の縮小・中止 ・ 県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。	健康推進課 危機管理課

【用 語 の 解 説】 (五十音順)

用 語	解 説
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）
疫学調査	感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。 帰国者・接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小・廃止する。 新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
帰国者・接触者相談センター	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。 新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。
基礎疾患を有する者等	妊婦、幼児又は呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）、免疫機能不全（HIV、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。
業務継続計画	新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務

	を縮小・中止するため、各事業者において事業を継続するための計画。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画。 (特措法第6条から第8条)
個人防護具 (PPE : Personal Protective Equipment)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。(特措法第2条第6号)
指定地方公共機関	都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第7号)
新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
スペインかぜ	1918年（大正7年）にスペインを中心にそれまでのインフルエンザと

	異なる形でのH1N1型の新型インフルエンザが発生し、世界的に流行し、世界中で約4,000万人が死亡したとされる。その後、この型が変異しソ連型インフルエンザウイルス（H1N1型）が発生した。
咳エチケット	感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。 ※ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。 鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。 咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。
致命率（Case Fatality Rate）	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。 近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。 なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率（Attack Rate）	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在はH5N1亜型を用いて製造）

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型, A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者 (医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管	厚生労働省

(特定接種の対象)

		センター，独立行政法人国立病院機構の病院，独立行政法人労働者健康福祉機構の病院，社会保険病院，厚生年金病院，日本赤十字病院，社会福祉法人恩賜財団済生会の病院，厚生農業協同組合連合会の病院，社会福祉法人北海道社会事業協会の病院，大学附属病院，二次救急医療機関，救急告示医療機関，分娩を行う医療機関，透析を行う医療機関		理栄養士)	
--	--	---	--	-------	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には，公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型，B-2：指定公共機関型，B-3：指定公共機関同類型，B-4：社会インフラ型，B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。），指定居宅サービス事業，指定地域密着型サービス事業，老人福祉施設，有料老人ホーム，障害福祉サービス事業，障害者支援施設，障害児入所支援施設，救護施設，児童	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上，障害程度区分4（障害児にあっては，短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所介護等の生命維持にかかわるサービスを直接行う職員（介護職員，保健師・助産師・看護師・准看護師，保育士，	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
		福祉施設		理学療法士等)と意思決定者(施設長)	
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃借業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃借業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融	銀行券の発行ならびに通貨および金融	財務省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			の安定	の調節，資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品，食品，医療機器その他衛生用品，燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査，旅客の乗降に関する業務，燃料補給，貨物管理，滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務，客室業務，運航管理業務，整備業務，旅客サービス業務，貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守，社内システムの監視・運用・保守	総務省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務, 運転指令業務, 信号取り扱い業務, 車両検査業務, 運用業務, 信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務, 軌道および構造物の保守業務, 電力安定供給のための保守業務, 線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務, 保線指令業務), 情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視, 保守・点検, 故障・障害対応, 燃料調達受入, 資機材調達, 送配電線の保守・点検・故障・障害対応, 電力系統の運用・監視・故障・障害対応, 通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理, 運行管理, 整備管理	国土交通省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅 客自動車運 送業 患者等搬送 事業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客の運送	旅客バス・患者等 搬送事業用車両の運 転業務, 運行管理 業務, 整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	新型インフルエンザ 等発生に係る社会状 況全般の報道を行う ための取材, 編成・番 組制作, 番組送出, 現 場からの中継, 放送 機器の維持管理, 放 送システム維持のた めの専門的な要員の 確保	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ 等発生時における郵 便の確保	郵便物の引受・配 達	総務省
映像・音声・ 文字情報制 作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	新聞(一般紙)の新型 インフルエンザ等発 生に係る社会状況全 般の報道を行うた めの取材業務, 編集・制 作業務, 印刷・販売店 への発送業務, 編集・ 制作システムの維持 のための専門的な要 員の確保	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金 融業 農林水産金融 業 政府関係金融 機関	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な資金決済及び資 金の円滑な供給	現金の供給, 資金 の決済, 資金の融 通, 金融事業者間取 引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
河川管理・用水供給業	一	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダム流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	一	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業	一	下水道処理施設 維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
		金融商品取引 清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡し	
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（ＬＰガスを含む。）の供給	石油製品（ＬＰガスを含む。）の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転，原料および製品の入出荷，保安防災，環境保全，品質管理，操業停止，油槽所における製品配送及び関連業務，貯蔵管理，保安防災，環境保全，本社・支店における需給対応（計画・調整），物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達，冷暖房・給湯の供給監視・調整，設備の保守・点検，製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品，精穀・精粉，パン・菓子，レトルト食品，冷凍食品，めん類，育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	食料品の調達・配達，消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品，生活必需品（石けん，洗剤，トイレットペーパー，ティッシュペーパー，シャンプー，ごみビニール袋，衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品，生活必需品の調達・配達，消費者への販売業務	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造，資材調達，出荷業務	農林水産省

(特定接種の対象)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸 売業 卸売市場関係 者	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品及び食 料品を製造するた めの原材料の供給	食料品・原材料の調 達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃 料 小 売 業 (LPガス, ガソリンスタ ンド)	新型インフルエンザ 等発生時におけるLP ガス, 石油製品の供 給	オートガスタン ドにおけるLPガス の受入・保管・販売・ 保安点検サービス ステーションにお ける石油製品の受 入・保管・配送・販売・ 保安点検	経済産業省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	火葬・墓地管理 業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処 理に際して、直接遺 体に触れる作業 (創傷の手当・身 体の清拭・詰め 物・着衣の装着)	経済産業省
その他小売 業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の生活必需品の 販売	生活必需品の調 達・配達, 消費者へ の販売業務	経済産業省
廃棄物処理 業	B-5	産業廃棄物処 理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃 棄物の収集運搬, 焼 却処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化

(特定接種の対象)

するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に關する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分１	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分１	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分１	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	区分１	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分１	各府省庁

(特定接種の対象)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務 局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分 1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分 1	—

(特定接種の対象)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正，予算の議決，国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書 （政策担当秘書，公設第一秘書，公設第二秘書）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県，市町村の予算の議決，議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査，解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく，行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分 2	—
勾留請求，勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所，拘置所，少年刑務所，少年院，少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分 1 区分 2	警察庁

(特定接種の対象)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
救急消火, 救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員(消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。)	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用, 船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策, 在外邦人の輸送, 医官等による検疫支援, 緊急物資等の輸送 その他, 第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各府省庁職員	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3 : 民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型, 重大・緊急医療型, 社会保険・社会福祉・介護事業, 電気業, ガス業, 鉄道業, 道路旅客運送業, 航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。), 火葬・墓地管理業, 産業廃棄物処理業, 上水道業, 河川管理・用水供給業, 工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務(運用は登録事業者と同様とする。)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立, 県立・市町村	区分 3	—
重大・緊急医療型	立の医療施設職員		—

(特定接種の対象)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分3	—
航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分3	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—